

議会運営委員会記録

1. 期日 令和6年2月7日(水) 開会 午後1時30分
閉会 午後2時13分
2. 場所 第1委員会室
3. 議題
①令和6年第1回二宮町議会定例会の運営について
4. 出席者 野地委員長、大沼副委員長、小林委員、一石委員、小笠原委員、松崎委員、
古谷委員、羽根副議長
事務局 黒石事務局長、石原庶務課長
執行者側 総務部長、総務課長、庶務人事班長
傍聴議員 5名
一般傍聴者 0名
5. 経過
副議長あいさつ

① 令和6年第1回二宮町議会定例会の運営について

- 委員長 ただいまより議会運営委員会を開会する。本日、善波委員は所用により欠席の連絡を受けている。議長は県町村議長会会長として全国議長会の事業に参加しているため欠席である。これより議題に入る。令和6年第1回二宮町議会定例会の運営について議題とする。執行者より説明をお願いします。
- 総務課長 令和6年第1回二宮町議会定例会上程議案説明資料に基づく説明。18番と19番について条例改正を伴う補正予算のため、上程日を最終日とさせていただく。
- 委員長 これより質疑に入る。事前審査にならない程度で質問があればどうぞ。
(「なし」との声あり)
- なければ私から質問する。3番目の人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてという議案になっているが、意見を求められるのに何か議会として可否を決めなければならないのかというのが1つの意見、質問である。18番目だが、1億5,000万補正予算が減額になっている。歳入歳出ともにそれぞれ増になっているが間違いではありませんねという質問である。

総務課長

人権擁護委員の推薦の意見を求める事についてだが、たとえば2の教育長の任命と違って同意を求めるものでなくて、任命するのはあくまで法務省になるので、議会に意見を求めるというのが人権擁護委員法に記載されている内容なので、意見を求めるということになっている。それをもって法務省の方で任命がされることかと思っている。一般会計補正予算第9号だが、これは間違いではなくて、おそらく歳出の方で各事業の減額があって基金の積み立て増ということを含め、相殺して、全体の中で減額になっているというふうに間違いではないと思っている。

委員長

分かった。3番について参考意見として局長にお伺いしてよいか分からないが、議決とはということで以前、合意、採択、承認ということを重んじて、前回の議会からやっているが、この意見を求めるものに対してどういう形で採決となるのか。

事務局長

基本的に人権擁護委員については同意ということになると思う。

委員長

とりあえず分かった。今の件等々みなさん、それでよろしいか。特に他に質問等はないか。

(「なし」との声あり)

なければ事務局より議事及び会期日程(案)について説明をお願いします。

事務局長

令和6年第1回二宮町議会定例会議事及び会期日程(案)について資料に基づく説明。

委員長

ただいま局長から説明があった。今までの中で質問や確認事項があればどうぞ。

(「なし」との声あり)

特にないようなので陳情の協議に入る。陳情4件の取り扱いを議題とする。私から一言、陳情審査は審査であって私たちの勉強会ではない。その旨を承知の上、ご意見いただきたい。1. 国に私学助成の拡充を求める意見書の提出を求める陳情について、ご意見ある方どうぞ。

一石

私学助成の拡充だが、毎回出していただき、趣旨説明に来ていただいている。さらに子どもたちの状況が助成を必要、それについて考えるべきフェーズにきていると思うので、これを審査することをお願いしたいと思う。

委員長 付託し審査するという意見である。他に意見はあるか。

小笠原 取り上げるべきだと思う。反対意見の方は黙って反対せず意見を言っていた方がよろしいかと思う。

委員長 小笠原委員は付託し審査するべきというご意見である。他に
ご意見ある方いるか。
（「なし」との声あり）
いらっしゃらなければ教育福祉常任委員会に付託したいと
思うがご異議ないか。
（「異議なし」との声あり）
それでは執行者側の出席要請は教育長以下でよろしいか。
（「異議なし」との声あり）
では、そのように決する。

陳情の2についてである。神奈川県に私学助成の拡充を求め
る意見書の提出を求める陳情の趣旨説明はある。1と同様に一
括議題になると思うので、教育福祉常任委員会に付託となり、
出席は教区長以下でご異議ないか。
（「異議なし」との声あり）
ご異議なしと認める。

3の年金制度における外国人への脱退一時金の是正を求め
る意見書の採択を求める陳情だが、趣旨説明はない。これにつ
いて意見のある方どうぞ。

大沼 皆様のお手元に資料を配布させていただいたが、これは茅ヶ
崎市が12月意見書として提出されている件だが、これは言っ
てみれば年金制度の穴である。それがよろしくないということで早急に改善すべきだということで、現在の国民年金や厚生年
金というのは日本国籍を有しない方が、海外から来て働いて出
国する際に脱退ということで今まで掛けていたお金を取り戻
すことができることになっている。そういう性質があるという
ところが残っているので、永住資格とか持つ外国人も同様に脱
退ができることになってしまう。そうすると、将来日本にその
まま在留している外国籍の方々、永住権を持っている方々が年
金の掛け金を払っていない支給対象外になった場合、低年金、
もしくは無年金ということになってきて、そうすると生活保護
の支給対象というふうになってきてしまう。そうするとこれか
ら先の公的年金の財源というか、保障が先行き暗いという話が
あるわけで、そういうことに大きな影響を与えているのが現状
である。これが例えば日本の方で派遣社員とかが雇止めとか退
職した場合、同じ労働環境で働いていても大きな不公平感が出

てしまうのが問題だということを訴えているようである。将来の年金の財政負担について国にそういう部分に穴があるのなら直していただいた方がよいのではないかと思いますので、ぜひ採択して意見書まで辿り着けていただけるとよろしいかと思うのでお願いしたいと思う。

委員長 教育福祉常任委員会に付託して審査したほうがよいという意見だった。

古谷 私は取り扱わないでよいと思う。反対である。国が動き出したところではないかと思っているので、もう少し動向を見るべきで、そういった意味から意見書はまだ出さないでよいと思っている。

委員長 古谷委員は机上配付でよいという意見である。他に意見あるか。

松崎 委員会に付託して思うが、これを出しているのが個人の方ですよね。陳情の資料を見ても非常に分かりにくい。私は個別に説明を受け、それなりに内容を理解している。これは明らかに国の制度上の欠陥があるからそれを直してくれと理解しているが、残念ながら趣旨説明に来られない。この中で一番理解しているのが大沼委員だと思うが、ただ大沼委員は教育福祉常任委員ではないので、あまり意見を言う機会はもうないと思う。例えば小坪さんと連絡を取って大沼委員が趣旨説明を行うとか、そういうことができなかったのかと思うがいかがか。

委員長 ご意見として承るが、現時点で付託か机上配付で審査するかご意見をいただきたいと思うがいかがか。

松崎 そうということだと、これまでの準備に問題があったのではないかということを申し上げたかった。委員会に付託して議論するのが大事なことはないかと思う。

委員長 付託という意見である。

一石 この陳情書を見ると、「様々な省庁が人道主義や特例対応を許した結果、本来の立法主旨からかけ離れた制度運用となり、日本人と外国人がいがみ合うような不公平が生じている」と書いている。これを議会で取り扱うにはしさない論点であり、机上配付して、このような問題があるということを時間をかけて皆さんが調査していくということでこの件はよろしいかと思う。

委員長 机上配付という意見である。

羽根 これは町の管轄がどこにあるのか。

委員長 二宮町における所管、担当課はあるかという質問であるがいかかがか。

総務課長 年金制度自体は法律に基づいたものなので、所管という点で難しいが年金自体を取り扱っているのは福祉保険課の方で年金をやっているの、担当部長以下でいくと健康福祉部長以下になると思うが今断定はできない。制度を改正するとなると、町がどうこうということではないのかと思う。

事務局長 町の方では年金の申請や取り扱いの経由みたいな事務をやっているが、直接、年金の事務をやっているわけではないので、制度についての説明であるとか、確認というのはなかなか難しいのではないかと考える。

委員長 他にご意見、ご質問があればどうぞ。ないようなので挙手にて取り扱いを決めたいと思う。3番、年金制度における外国人への脱退一時金の是正を求める意見書の採択を求める陳情の趣旨説明はない。教育福祉常任委員会に付託し、審査するべきと思われる方の挙手をお願いする。2名である。賛成少数である。したがって3番の年金制度における陳情は机上配付とする。

4番、女性差別撤廃条約選択議定書の批准を求める意見書の提出において趣旨説明はいらっしゃる。取り扱いについてご意見のある方どうぞ。

一石 陳情書にあるように日本はジェンダー平等においてはかなり途上国で女性差別撤廃条約選択議定書の批准については県内の様々な自治体の女性議員と意見交換をしたこともあり、二宮町でも議会でこれを議論したいと常々思っていたので、ぜひ審査していただけるようお願いする。

委員長 委員会に付託して審査するという意見である。他にあるか。
 (「なし」との声あり)
 ないようなので4番の女性差別の陳情については総務建設経済常任委員会に付託とする。執行者側の出席要請者は担当部長以下でよろしいか。
 (「異議なし」との声あり)
 そのように決する。それでは先ほど局長から説明があった

日程、陳情取り扱いについて決定ということでよろしいか。
（「異議なし」との声あり）

特に異議がないのでそのように決した。協議事項は以上である。その他の事項は局長の説明の通り行う。

委員長

休憩前に引き続き会議を開く。これより議会側としての第1回議会定例会に向けての確認ということで委員の皆さまで協議をしていただきたい。まず報告が1つある。先立っての議会運営委員会において一般質問の扱いである。昨日、議長と私と局長3人で副町長同席のもと、冒頭に町長が答弁すべきだということを町長に申し入れをした。様々な不安点、疑問点があったが、まず試行という形で進めようと。何回かやったうちに疑問点や改善点があれば直していこうということで受けていただいている。執行者側からは、議会に要望として町長が何を答弁するのか。どのような趣旨で質問されて、どのような内容を答弁すればよいのかということがいまいち不安で分からない場合も出てくるといけないということもあり、趣旨確認でどういう意図で、この質問するのかある程度明確にしてほしい。それにより町民に対する答弁もしっかりできるということなので、こちらからも要望を聞いていただいたので、町からの要望も真摯に受け止めて進めていきたいと思っている。その件について特にご異議ないか。

（「異議なし」との声あり）

小笠原

それは3月議会からということでよろしいか。

委員長

今回の3月議会から始めるということで承知している。次に先例確認事項に追記するかしないかを協議したいと思う。先立って、傍聴者の写真撮影、動画撮影について委員会もしくは本会議において冒頭にその詳細を皆さんに周知することは全協でもお伝えしているが、一部委員からそれは先例事項に追記すべきだのご意見があった。これについて皆さまのご意見を賜り協議したいと思う。ご意見のある方いるか。

大沼

今画像の加工技術が上がっており、動画の編集が可能になっている。それと共に部分部分の切り取りとかがあると一方の意見、もしくは一方的に言われているような表現が可能になってくるところの心配がある。公正公平に公開すべき事柄だと思うので、例えば先例確認事項にそういうものを記載するとしたら、加工や切り取り、公平性を欠くような使用方法は禁ずるとか何かしらの制限を付けておかないと、それが横行されてしまうとよくないと思うので、そのあたりを慎重に

考えていただきたいと思う。

委員長

文言は別にしても動画を取りますよ、写真を撮りますよとこういう意図でこうしますというのは、きちんと先例確認事項に最初に皆さんに伝えるべきだということで入れた方がよいという意見を賜った。

小笠原

私は基本的に先例確認事項に記載していただきたいと思う。開かれた議会と言って、みんなの頭の中だけで分かっているというのは非常に町民に分かりづらい。先例確認事項にあるといった方が分かりやすいのかと一つ思う部分だが、今大沼委員のおっしゃったことは、いろいろな観点から表現の自由とか、いろいろな価値観を持っている方がいらして、そこを私たちがどこまで制限できるかということもいろいろな法律とか事例を調べてから文言を記載しないと厳しいと思った。特にアニメ系のこととかで。私個人としては、こんなものを載せるべきではないと思っていても、それがツイッターなどでは制限を加えることは悪だという価値観もあって、皆それぞれいろいろな立場で生活しているので、その文章を載せるにあたっては、もう少し研究が必要だと思っているがいかにか。

大沼

それぞれの議員とか政党とか政治的な活動の中に制限はないので、例えば自分の言い分、もしくは相手からこういうふうに言われたと訴えるのは、それぞれの議員の責任においてやっていくもので、その部分と区別をしてければいけないが、そうした時に第三者として無責任に煽ったり、利用したりするというのは先ほどの自由とかそういうものとは違い、人を貶めるような行為になるので、それが問題になっていくのは二宮町議会として歓迎すべきものではないのかと思う。本人が最終的にどういうふう利用するかは当然本人の権利に従って行われることだと思うが、それを模倣するような形ではよくないのかと思うので、何らかその一文と一緒に考えていく必要があるのかと思う。そういう意味では変な制限になっているというふうになるものではなくて、あくまでも公平公正に利用していただきたいということの内容を考えていくべきかと思う。

古谷

具体的な話だが先例事例にどういうふうな形で載せられるのか。この間、向こうが始めの何分間だけと言ってきたので、そういうことを聞くのか。本来なら申し合わせとか先例は議員を縛るものとし、やってはいけないよというもののなので、載せるとしたら、そういった加工とかするようなものは

許可しないとかななるんだろう思う。そうでなければ映像とか撮りたいという申請書の中に、そういうものはやってはダメですよとかいうのを謳えばよく、その用紙を議会運営委員会で決定すればよいので、申し合わせに入れなくてよいのかと思う。二宮町も傍聴規則に映画とかなんとか等は議長が許可することになっているんですよね。用紙に何に使うとかそういうことが書いてあればよいと思うが。

委員長

今、話がいろいろになっているので、もう一度最初に戻す。おっしゃるとおり許可は議長、委員長が出す。何に使うのか、どう使うのか許可した内容は書面にて出る。それを許可するので、許可した内容を議長もしくは委員長は、会議の冒頭で皆さんに周知をしなければならないというのが、おそらく先例確認事項になる。その後の扱いについて大沼副委員長や古谷委員が言われたことは傍聴規定に関わってくる。要するに議員側ではない方の規定になる。先例確認は議員の方の規定である。傍聴規定に書き加えるか、古谷委員が言われたのも一つの例だが、分けて考えたいと思う。考える内容については皆さまと協議をしていただくということで 1 回案を作るとかして協議していただけたらよいと私としては考える。先例確認事項への各議員、各委員への周知をまずしなければならないというところで、まず今回は思うがいかがか。

大沼

関連して傍聴規定のところも繋がってくると思うところもあるので、3 月議会が閉会后、継続審査というようなかたちで議会運営委員会の方で宿題として持ってから結論を出された方がよいのかと思う。

委員長

今副委員長から「そう焦るな。もう少し参考文も出しながら、もう一度皆さんで協議しましょう」と。基本的にはしっかり謳った方がよいという意見だと思うので、そのような形でもう少し時間をかけながら決めていくということにさせていただく。

小笠原

確認だが 3 月の陳情で写真を写したいと言った時は、先例確認事項に書いてあるまいが、議長や委員長がこういう許可をしたと皆さんに周知していただけるのか。

委員長

議会運営委員会において、その決定が出ているので、議会全員協議会でもお伝えはしているので、そのような形で 3 月も進めていただくように改めて周知する。先立っての勉強会においてスライドの利用について 10 枚、手持ちだと A1 で云々とあったが、これは試行ということで始まって、まだ試

行が取れていない状況で、それは先例確認に入れないで今後ということにさせていただく。私からは以上だが事務局、もしくは委員の方からその他に発言があったらどうぞ。

(「なし」との声あり)

他になければ、これをもって議会運営委員会を閉会する。

午後 2 時 13 分